大阪府産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、産業廃棄物の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第２条　この要綱の用語の意義は、法の定めるところによる。

２　前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業　産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業をいう。

(2) 処理業者　事業に係る大阪府知事の許可を受けた者をいう。

(3) 処理施設　大阪府知事の許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。

(4) 設置者　処理施設を設置している者をいう。

(5) 違反行為　法又は法に基づく処分に違反する行為を行うこと、又は他人に対してかかる行為を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人がかかる行為をすることを助けることをいう。

(6) 行政処分　次に掲げるものをいう。

ア　法第14条の３又は第14条の６に規定する事業の全部又は一部の停止命令

イ　法第14条の３の２又は第14条の６に規定する事業の許可の取消し

ウ　法第15条の２の７に規定する処理施設の使用停止命令

エ　法第15条の３に規定する処理施設の許可の取消し

（行政処分の基準）

第３条　知事は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、知事は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を軽減することができる。

（関係機関への通知）

第４条　知事は行政処分を行ったときは、その事実を環境省及び都道府県等（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市及び同法第252条の22第１項に規定する中核市をいう。）に通知するものとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、不適正処理対策に係る行政処分に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

別 表

① 第14条の３の２第１項第５号及び第１５条の３第１項第２号関係

行政処分の要件(違反行為は罰条をもって記載)	処分内容
無許可営業（第25条第１項第１号） 不正手段による営業許可取得（同項第２号） 無許可事業範囲変更（同項第３号） 不正手段による事業の範囲変更許可取得（同項第４号） 事業停止命令・措置命令違反（同項第５号） 委託基準違反（同項第６号） 名義貸しの禁止違反（同項第７号） 処理施設無許可設置（同項第８号） 不正手段による処理施設設置許可取得（同項第９号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（同項第11号） 廃棄物の無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 廃棄物の投棄禁止違反（同項第14号） 廃棄物の焼却禁止違反（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 廃棄物の無確認輸出・不法投棄・不法焼却の未遂(第25条第２項) 委託基準違反、再委託基準禁止違反（第26条第１号） 処理施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第２号） 処理施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第３号） 国外廃棄物の無許可輸入（同条第４号） 輸入許可条件違反（同条第５号） 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(同条第６号) 廃棄物の無確認輸出予備（第27条）	許可取消し

②法第14条の３第１号及び第15条の２の７第３号関係

行政処分の要件(違反行為は罰条をもって記載)	処分内容
虚偽の産業廃棄物管理票交付（第27条の２第６号） 産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号） 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第２号）	停止90日
処理施設使用前検査受検義務違反（第29条第２号）	停止60日
産業廃棄物管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第27条の２第１号） 産業廃棄物管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第２号） 産業廃棄物管理票回付義務違反（同条第３号）	停止30日

産業廃棄物管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第４号） 産業廃棄物管理票・同写し保存義務違反（同条第５号） 産業廃棄物管理表交付前産業廃棄物引受け禁止違反（同条第７号） 虚偽産業廃棄物管理票写し送付・虚偽報告（同条第８号） 電子管理票虚偽登録（同条第９号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(同条第10号） 保管届出義務違反（第29条第１号（第12条第３項又は第12条の２第３項に係る部分に限る。）） 産業廃棄物処理困難通知義務違反・虚偽報告（同条第４号） 産業廃棄物処理困難通知保存義務違反（同条第５号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第６号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第１号） 事業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第２号） 産業廃棄物処理施設定期検査拒否・妨害・忌避（同条第３号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第４号） 産業廃棄物処理責任者等設置義務違反（同条第５号） 報告拒否、虚偽報告（同条第７号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第８号） 技術管理者設置義務違反（同条第９号）	
事故時の応急措置命令違反（第 29 条第７号）	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	停止 10 日

③法第 14 条の３第２号、第 14 条の３の２第２項並びに第 15 条の２の７第１号、第２号及び第 15 条の３第２項関係

行政処分の要件	処分内容
改善が可能な場合	改善に必要な期間の停止
改善が不可能な場合	許可取消し

④法第14条の３第３号及び第15条の２の７第４号関係

行政処分の要件	処分内容
第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき又は産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の２第４項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき	停止30日